

議会議案第4号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年3月20日提出

提出者

奈良市議会議員 北 良 晃

賛成者

奈良市議会議員 宮 池 明

同 内 藤 智 司

同 土 田 敏 朗

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（議員報酬及び期末手当の額の特例措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

3 平成31年4月から平成32年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市の厳しい財政状況の中で、財政健全化の取組みをさらに推進するため、平成31年4月から平成32年3月まで、議会の議員の報酬月額を2パーセント削減しようとするものである。

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 略 (議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</p> <p>2 略</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>3 略</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 略 (議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>平成31年4月から平成32年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に10分の2を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>4 略</p>